

## 第2回 京丹波町成年後見支援センター運営委員会 次第

令和5年8月21日(月)午後1時30分～  
京丹波町役場 1階 防災会議室  
及びオンライン(ZOOM活用)

### 1 開会

### 2 委員長あいさつ

### 3 協議事項

#### (1) 京丹波町成年後見支援センターの運営状況等について

- ・成年後見制度の利用状況について 資料①
- ・福祉サービス利用援助事業(権利擁護事業)の利用状況について 資料②
- ・センターの運営状況について 資料③-1、③-2

#### (2) 対応事例の状況について 資料④

#### (3) 令和5年度(後半)のスケジュール(案)について 資料⑤

#### (4) その他

地域連携ネットワーク協議会

令和5年11月 日( ) 午前・午後 時 分～

次回委員会

令和6年 2月 日( ) 午前・午後 時 分～

### 4 閉会 副委員長あいさつ

京丹波町成年後見支援センター運営委員会委員及び京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員等名簿

<敬称略>

区分	所 属	職種・職名等	氏 名	備考	
委員	京都弁護士会	弁護士	松田 めぐみ		
	京都司法書士会 ( (公社) 成年後見センター・リーガルサポート京都支部)	司法書士	上田 具美子		
	一般社団法人 京都社会福祉士会	社会福祉士	杉森 良信		
	社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会	事務局長	津田 勝二		
	京丹波町健康福祉部	部長	木南 哲也		
オブザーバー	京都家庭裁判所 後見センター	主任書記官	三浦 基嗣		
	京都家庭裁判所 園部支部	主任書記官兼庶務課長	山口 優		
	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	社会福祉士 精神保健福祉士 公認心理師	今井 昭二		
事務局	京丹波町健康福祉部福祉支援課		課長	岡本 明美	
		高齢福祉係	課長補佐	原澤 洋	
		社会福祉係	課長補佐	上西 貴幸	
		地域包括支援センター	課長補佐	堀 道枝	
			主任	中川 早苗	
	社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会		事務局次長	岬 秀一	
		地域福祉課	課長	山本 亮栄	
係長			山崎 由樹		

別添調査票1

## 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

福知山市	後見制度利用者数	(内訳)			
	169	後見	保佐	補助	任意後見
		132	25	11	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		15	15	20	21
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	76	32	61		
舞鶴市	後見制度利用者数	(内訳)			
	128	後見	保佐	補助	任意後見
		93	27	8	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	16	21	21
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	23	28	77		
綾部市	後見制度利用者数	(内訳)			
	81	後見	保佐	補助	任意後見
		52	23	6	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		12	6	4	5
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	15	15	51		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

宇治市	後見制度利用者数	(内訳)			
	433	後見	保佐	補助	任意後見
		271	120	39	3
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		51	48	43	69
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	154	73	206		
宮津市	後見制度利用者数	(内訳)			
	52	後見	保佐	補助	任意後見
		30	19	2	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		5	4	4	10
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	15	11	26		
亀岡市	後見制度利用者数	(内訳)			
	268	後見	保佐	補助	任意後見
		202	47	19	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		20	26	28	28
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	107	47	114		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

城陽市	後見制度利用者数	(内訳)			
	259	後見	保佐	補助	任意後見
		190	52	14	3
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		21	24	25	16
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	134	39	86		
向日市	後見制度利用者数	(内訳)			
	117	後見	保佐	補助	任意後見
		66	36	13	2
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		8	13	15	26
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	36	14	67		
長岡京市	後見制度利用者数	(内訳)			
	240	後見	保佐	補助	任意後見
		132	75	28	5
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		23	29	42	38
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	68	37	135		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

八幡市	後見制度利用者数	(内訳)			
	113	後見	保佐	補助	任意後見
		78	24	8	3
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		10	30	15	19
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	30	17	66		
京田辺市	後見制度利用者数	(内訳)			
	138	後見	保佐	補助	任意後見
		72	51	14	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		11	21	17	26
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	33	27	78		
京丹後市	後見制度利用者数	(内訳)			
	92	後見	保佐	補助	任意後見
		58	34	0	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	8	11	12
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	22	19	51		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

南丹市	後見制度利用者数	(内訳)			
	164	後見	保佐	補助	任意後見
		108	44	12	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		13	22	20	18
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	66	24	74		
木津川市	後見制度利用者数	(内訳)			
	77	後見	保佐	補助	任意後見
		49	20	6	2
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	9	7	23
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	17	14	46		
乙訓郡大山崎町	後見制度利用者数	(内訳)			
	35	後見	保佐	補助	任意後見
		24	7	4	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		6	5	1	5
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	14	2	19		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

久世郡久御山町	後見制度利用者数	(内訳)			
	33	後見	保佐	補助	任意後見
		22	6	4	1
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		3	2	6	7
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	8	7	18		
綴喜郡井手町	後見制度利用者数	(内訳)			
	11	後見	保佐	補助	任意後見
		5	5	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		1	2	1	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	4	1	6		
綴喜郡宇治田原町	後見制度利用者数	(内訳)			
	10	後見	保佐	補助	任意後見
		8	2	0	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		2	0	3	3
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	4	1	5		



# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

相楽郡笠置町	後見制度利用者数	(内訳)			
	2	後見	保佐	補助	任意後見
		0	2	0	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		0	1	0	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	0	0	2		
相楽郡和束町	後見制度利用者数	(内訳)			
	4	後見	保佐	補助	任意後見
		2	1	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		0	2	1	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	0	2	2		
相楽郡精華町	後見制度利用者数	(内訳)			
	36	後見	保佐	補助	任意後見
		25	10	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		3	5	2	7
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	8	3	25		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

相楽郡南山城村	後見制度利用者数	(内訳)			
	4	後見	保佐	補助	任意後見
		2	1	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		1	0	0	0
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	1	0	3		
船井郡京丹波町	後見制度利用者数	(内訳)			
	33	後見	保佐	補助	任意後見
		28	4	1	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		3	7	4	3
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	15	4	14		
与謝郡伊根町	後見制度利用者数	(内訳)			
	9	後見	保佐	補助	任意後見
		5	1	3	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		0	1	2	1
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
0	2	2	5		

# 京都家庭裁判所における成年後見制度利用者

令和5年3月31日 現在

	後見制度利用者数	(内訳)			
		後見	保佐	補助	任意後見
与謝郡与謝野町	38	25	8	5	0
		利用開始年			
		平成31年から	令和2年から	令和3年から	令和4年から
		4	6	4	6
		年齢別状況			
		0～18歳	18～64歳	65～74歳	75歳以上
		0	13	10	15

1) 京都家庭裁判所がその管内において令和5年3月末日現在後見等が開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異動訂正が生じることがある。

2) 成年被後見人等である本人の住民票上の住所を基準としているため、本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）と一致するとは限らない。

**【京丹波町社会福祉協議会】**

**1 福祉サービス利用援助事業**

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

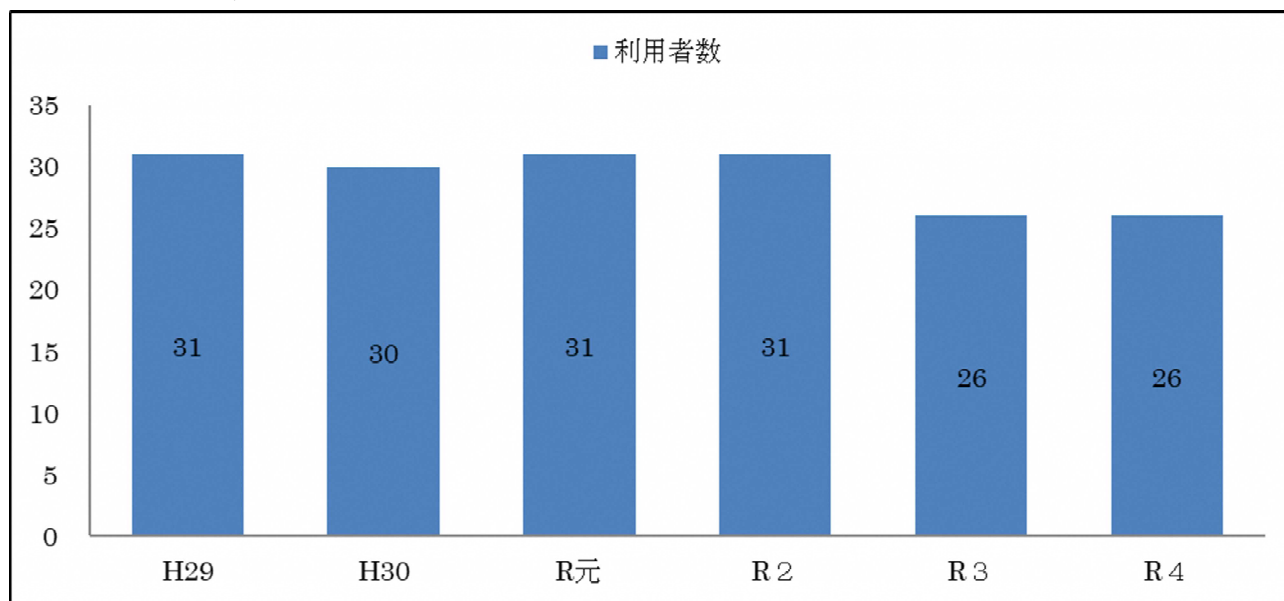
■契約・支援等の件数・・・令和5年3月31日現在

	R3年度支援件数					解約件数	新規件数	保留件数	R4年度支援件数					受給者数	生活保護	件数	相談継続
	認知症	知的障害	精神障害	その他	計				認知症	知的障害	精神障害	その他	計				
丹波地域	5	1	4	1	11	4	4	0	4	1	4	2	11	6	0		
瑞穂地域	4	1	1	3	9	3	3	0	2	1	0	6	9	2	0		
和知地域	3	1	1	1	6	1	1	0	3	1	1	1	6	0	0		
合計	12	3	6	5	26	8	8	0	9	3	5	9	26	8	0		

①令和4年度 新規契約者数 → 8名

②令和4年度 解約者数 → 8名

■利用者数 (単位：人)



■支援内容

支援内容	丹波	瑞穂	和知	合計	備考
○福祉サービス利用援助	11	9	6	26	福祉サービス利用契約手続き支援
○日常的金銭管理	11	9	6	26	衣食住等の日常経費の管理
○通帳・印鑑の預かり	11	9	4	24	通帳・印鑑の管理
○書類等の預かりサービス	1	2	1	4	年金証書、権利証書等の預かり

**【成果・課題】**

- ・今年度は、解約ケース（8件）と新規契約の件数（8件）が同数で、現契約ケースは26件であった。新規ケースは、その他分類（金銭管理不得手など）の契約が多かった。解約の内訳は、施設入所5件、死亡3件だった。
- ・次年度早々に2件の解約が分かっているので、契約件数は減る見込み。町内の福祉職や金融機関に、まだまだ制度の理解が進んでおらず、地域の中で本事業の契約が必要な方が存在すると思われる。地域ケア会議や金融機関へ訪問して本事業の啓発を進めたいと考えている。
- ・現在の契約者の中には、判断能力がかなり低下されている方や、物価・原油価格の高騰を受け、生活が厳しくなる方がある。そのため、本事業の必要性がより高くなると同時に支援内容が複雑化してくる。引き続き、支援を担う職員・生活支援員に求められる資質が、より一層高度になってきている印象がある。

## 京丹波町成年後見支援センターの運営状況等について

## 1 権利擁護等に係る相談件数等の推移（令和2年度～令和5年度（7月末）まで）

年度	R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	町	社協	町	社協	町	社協	町	社協
実人数（人）	13		12		16		6	8
相談件数（件）	39	43	36	44	48	55	8	32
うち町長申立て（件）	3		0		0		(1)	
うち申立て支援（件）	0		0		0			
うち報酬助成（件）	1		0		0			

→センター設置後

※令和5年度の町長申立て件数の（1）は手続き中の件数です。

※R2年度からR4年度の町の相談件数は、地域包括支援センターの権利擁護又は虐待に係る相談件数等を計上

※R2年度からR4年度の社協の相談件数は、総合相談の件数を計上

## 2 令和5年度の取組状況等について

## ①周知・啓発に係る取組

【R5.4】京都家庭裁判所パンフレットの活用

町ホームページへの掲載

【R5.6】町広報誌への掲載

## ②研修会の開催

開催日	内容	出席者数
令和5年5月9日	事務局職員研修会 講師：京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 今井昭二氏	9名
令和5年6月20日	障害・介護事業所職員研修会 講師：一般社団法人京都社会福祉士会 杉森良信氏	28名
令和5年6月22日	金融機関職員研修会 講師：京都司法書士会 上田具美子氏	14名
令和5年7月21日	京丹波町民生児童委員研修会 講師：京丹波町健康福祉部福祉支援課 原澤課長補佐	65名

## ③体制整備に向けた取組

開催日	内容	出席者数
令和5年8月1日	南丹圏域権利擁護市町担当者情報交換会への参加（主催：京都府）	4名

# 京丹波町成年後見支援センターを開設しました



京丹波町では、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援について、支援を必要とする方が必要な制度や支援を適切に利用できる仕組みをつくることを目的に、役場（福祉支援課内）に、京丹波町成年後見支援センターを設置しました。

京丹波町成年後見支援センターでは、成年後見制度などの広報や利用の促進を行うとともに、制度に関する相談をお受けします。

## 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人を家庭裁判所で選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が保護、支援する制度（法定後見制度）です。

成年後見人等は、本人の判断能力の状況によって3つの類型に区分され、それぞれ認められた範囲において財産の管理、契約の締結や取消などを行うことで、本人が安心して生活できるように法的にサポートします。

また、本人に十分な判断能力がある段階で、あらかじめ任意後見人となる人とその人に委任する事務について契約を締結しておいて、判断能力が不十分になった時に必要な

しく、自らの権利侵害に気付かない場合もあります。

こうした状況を受けて、成年後見制度を必要とする人が、適切に制度を利用できる「利用促進」と、京丹波町に暮らす全ての方が、尊厳あるその人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように、司法、福祉、行政など権利擁護支援に携わる多



手続きを行い、本人に代わって定められた事務を行う制度（任意後見制度）もあります。

## 京丹波町成年後見支援センター設置の経緯

認知症高齢者は、全国的に増加傾向にあり、その数は約600万人と推計されており、2025年（令和

様な主体の「地域における連携ネットワークの構築と強化」を図るため、その中核となる機関として、京丹波町成年後見支援センターを設置しました。

## 京丹波町成年後見支援センターの業務について

京丹波町成年後見支援センターでは、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する次の業務を行います。

- ① 制度に関する相談をお受けします
- ② 制度の普及啓発を行います
- ③ 関係者に対する制度の研修を行います
- ④ 関係者間のネットワークの構築と連携強化を行います

福祉支援課 Tel.0771-82-1800  
 地域包括支援センター Tel.0771-82-0001  
 （福）京丹波町社会福祉協議会地域福祉課 Tel.0771-82-0126

面談での相談を希望される場合は、事前にご連絡ください。

問：福祉支援課 Tel.82-1800

## 成年後見制度等に関する相談窓口

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する相談をお受けします。

7年）には、700万人に達すると推計もあります。一方で、成年後見制度を利用する人は約24万人です。全国どこに住んでいても、制度を必要とする人が利用できるようにするため、また、利用者が有益であると感じられる制度とするため、制度内容の周知、制度の運用や制度そのものの見直し、担い手の育成など、制度の利用を促進するために、さまざまな課題に対応していく必要があります。

京丹波町においても、人口減少や高齢化の進展を背景として、身近な方から支援が受けられない、孤立や孤独の状態に置かれている人に周囲の人が気付きにくくなっている状況が見受けられます。さらに、判断能力の低下などによって、権利擁護支援を必要としている人は、自ら周囲の人に支援を求めることが難

令和5年度（後半分） 京丹波町成年後見支援センター スケジュール（案）

項目	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	
京丹波町成年後見支援センター設置	●												
京丹波町成年後見支援センター運営委員会	●				●						●		
京丹波町成年後見支援センター運営委員会支援調整会議	随時開催												
京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会								●					
中核機関の動き （京丹波町成年後見支援センター）	①周知・啓発 ・チラシの作成・活用 ・広報紙への掲載 ・町ホームページへの掲載	チラシ作成 ホームページ		広報									
	②研修会 ・事務局職員研修会 ・障害・介護サービス事業所、金融機関等向けの研修会開催 ・民生児童委員協議会による研修会開催 ・終活（エンディングプラン）セミナー（町民対象）		事務局職員研修会	障害・介護事業所、金融機関等	民生児童委員協議会						終活（エンディングプラン）セミナー（町民対象）		
	③相談対応	随時対応											
	④申立て手続き支援	随時実施											
	⑤市民後見人の養成 法人後見事業の支援等	体制整備の検討（近隣市町や京都府と連携）											
	⑥後見人支援	相談対応・モニタリング実施											
	⑦協議会の運営及び地域連携ネットワークの構築	随時実施											